

# アメリカ・ネイティブ・インディアン 自治区におけるゲーミングの実態

中 條 辰 哉

## はじめに

アメリカ大陸におけるネイティブ・インディアンの生活や文化は、18世紀における白人の入植者らの侵略と迫害により激変し、今日に至っている。

米国社会におけるネイティブ・インディアンとは、米国政府に認定された部族、そしてその部族に所属する者をいう。

米国政府はこれらネイティブ・インディアンの存在や権利を法的に認定しているものの、元来インディアンの土地であったアメリカ大陸を彼らに返却することは現段階では行われることはなく、一部の土地をインディアン自治区（信託地）としてインディアン部族に提供し、インディアン部族はその土地を「従属的な独立国家」として、自治区を形成している。

現在、インディアン部族らは、部族の存続・発展、自治・自立、文化・伝統のためにインディアン自治区におけるゲーミング行為（カジノ経営を含む）を行っているが、その形態はラスベガスやアトランティックシティにある既存のカジノ業界のように連邦政府や州政府から認可を受けるのではなく、「従属的な独立国家」であるインディアン部族が州政府と「協定 = Compact」を結ぶことを基本とする。

インディアン自治区におけるゲーミングの実態を理解するためには、アメリカ大陸に上陸し、インディアンを迫害した入植者とインディアン部族との歴史的な経緯や連邦政府・州政府とインディアン部族との複雑な関係と現状を理解することが必要であるといえる。

第1章ではネイティブ・インディアン部族の歴史と現状を説明する。第2章ではインディアン自治区におけるギャンブル合法化の経緯、第3章ではインディアンカジノによる経済と自治区への影響を、カバゾン地区の実地調査を含めながら説明する。第4章ではイン

デアンカジノとその未来を総括する。

## 第1章 ネイティブ・インディアンの歴史と現状

### 1.1 ネイティブ・インディアンの歴史

考古学者によると、インディアンは1、2万年前から南カリフォルニアをはじめ、アメリカ大陸各地で生活していたとされる。インディアンの口承によれば、彼らはそれ以前から常にこの土地に居たと主張している。しかしながらインディアンの歴史が最も知られているとされる過去千年の期間においても、多様なインディアン部族の生態や文化、領土などを検証することは難しいといえる。

彼らの文化・習慣の記録は口承を基本としており、文字による記録が行われるようになったのは18世紀の後半からであるとされる。加えて、インディアン部族は一定のエリアに留まらず移動し、更に部族同士の合併、部族の消滅など様々な要因が関係し、個々の部族の歴史や居住地区を特定することは困難であるといえる。

### 1.2 入植者の出現

18世紀、入植者がアメリカ大陸に布教地域を確立するとインディアンの生活や文化は壊滅的な影響を受けることになる。インディアンの文化や習慣に基づく家族や部族間の絆は奪われ、彼らは糧となる狩猟や漁などができるエリアから遠く隔離された。

土地には入植者らが持ち込んだ牛や羊などの家畜が放牧され、インディアンの独立性とアイデンティティは消滅し、彼らは奴隷として労働力に使用されたのである。また布教地域から脱走するものは捕えられ、鎖に繋がれ、暴行を受けたり、時には射殺されたりした。

入植者らはインディアンに名前を付けることとなる。例えば、1769年のカリフォルニア州において、サンディエゴ・デ・アルカラ (San Diego de Alcalá mission) と呼ばれる一次布教エリアにいたユーマン語 (Yuman) を話す部族名は “ディエグエノ (Diegueno)<sup>1)</sup>” と呼ばれた。ルイセノ族 (Luiseno) の名前は、サン・ルイス・レイ布教エリア (San Luis Rey Mission) から、ジュアネノ族 (Juaneno) はサン・ジュア・カピストラノ布教エリア (San Juan Capistrano mission) からとされる。

名前を付けられず単に“ ミッション・インディアン (Mission Indian)” と呼ばれた複数の民族もあり、その多民族性や文化は無視され、1つのグループとみなされたのである。

布教活動を行う入植者がアメリカ大陸に上陸後、ネイティブ・インディアンの歴史は殺戮、奴隷、土地をも奪われた悲惨な時代となり、現在では多くの部族が連邦政府の指定した「インディアン自治区」に暮らしている。

アメリカ大陸がインディアンに返還される可能性は極めて低いと思われるが、インディアンが追いやられたインディアン自治区では「従属的な独立国家」としての権利を行使することができ、これが後にインディアンの自治区におけるカジノ経営の解禁につながるといえるのである。

### 1.3 従属的独立国家としてのインディアン自治区と米国政府

戦いに敗れたインディアン部族の中には絶滅したもの、逃げ延びたものなど様々であった。アメリカ合衆国が建国されてからも入植者たちは領土を拡張し、インディアンから土地を奪うなど、インディアンに対する迫害は続いた。

入植者らはインディアンの領土を東から西部へと侵略し、植民地を作っていったが、彼らにとってその理由は高貴・崇高なものであった。彼らにとって野蛮なインディアンを自ら作った植民地に追いやり、同化政策、また衰退させることは文明化のプロセスであり、神から授かった宿命であると正当化したのである。

1830年、「インディアン強制移住法」が制定され、例えば、ミシシッピー川周辺の肥沃な土地に住んでいたインディアンを、オクラホマ州の周辺地域にある荒廃した「インディアン・テロトリー」への移住を強制し、彼らを隔離していく政策を取り始めたのである。このような政策により、インディアン部族は土地を失い、各部族の文化や習慣をも失う方向へと向かっていった。

しかし、1933年、インディアン局<sup>2)</sup>の局長に就任したジョン・コリアーによりインディアン再組織法 (Indian Reorganization Act)<sup>3)</sup> が制定され、各々の部族が自治権を有し、議会を組織し、部族長制を行うことが可能となり、インディアン部族の復活の出発点となったのである。

これらの再組織法は部族政府の権限を強めることを促進したのであるが、実はこれら法律は合衆国憲法を基礎にする法律であるために、逆にこの法律を適用することで部族

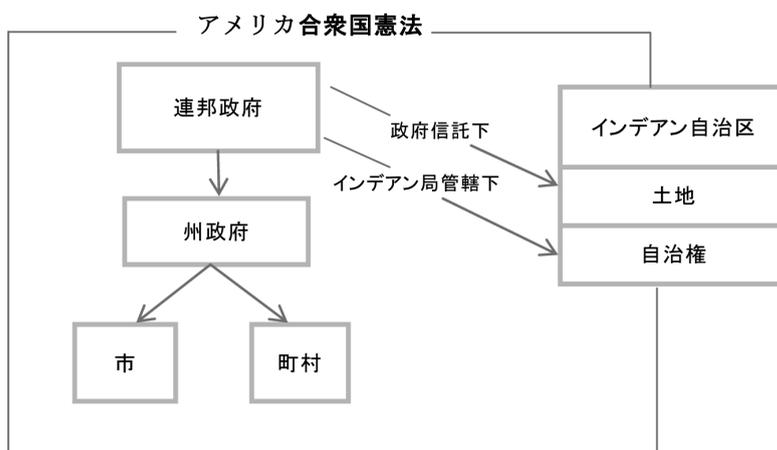
社会に対するコントロール性を合法的に高めることになったのである。

上記の制度・法律によりインディアンとその文化は米国政府の制度に徐々に吸収され、土地も連邦政府の信託地として提供されることとなっていくのである。

インディアン局の設立後、様々な交渉をインディアン局と行うのが各インディアン自治区にある部族政府や議会である。部族政府は部族議会、部族警察、部族裁判所からなり、様々な自治権を自治区内において持っている。

しかしながら、この自治区も連邦政府の信託下、インディアン局の管理下にあり、本当の意味での土地や自治権を有するかは疑問を残す。故に、インディアン部族の自治権は、条件付き自治権（Quasi Sovereignty）ともいわれ、最終的にはインディアン局の承認を得ることが必要になる法体系であるといえる。

図1 . アメリカ連邦政府とインディアン自治区の関係



#### 1.4 現代社会におけるインディアン部族員の定義

本来のインディアン社会における部族は、親戚関係、文化や言語、宗教のつながりなど共に生活をし、精神世界を共有した共同体による1つの部族として成立していた。しかしながら、血統による部族員認定制度の施行が始まり、インディアン部族は単に「血統」で分けられることとなる。

現在も使われている血筋による部族員の認定方法や部族制度は、1800年代に連邦政府と部族が条約を結んだ以降に制定されたものであり、特に初期の段階の部族員名簿には

白人との混血の先住民が優先的に記載されたようである。当時、入植者によるインディアンに対する差別意識は強く、少しでも白人の血が入っていることが「純血」よりも「文明を含んだ血」、そして白人文化に同化し易いとして優先されたのである。

「ネイティブ・インディアンのアイデンティティとは、先住民の血筋を引いていること（生物学的な証明）、部族政府に認定された部族員であること（政治的かつ法的な権利）、部族固有の文化に関する知識をもっていること（文化の継承）、この三つから成り立っている。逆にこれらの要素をすべて満たしていたとしても、自分を先住民と認識しない人も多い。自らを先住民と考えるかどうか、アイデンティティの定義には重要である。（P 5、鎌田）」

これらのインディアン部族員認定制度は、部族員に対して彼らが有する特権や義務、財産を与えるために、その対象となる部族員とその人数を特定する目的で制定された。例えば、1887年以降、一般土地割当法（ドーズ法）<sup>1)</sup>が制定され、保留地の土地を細分化し、部族員に分配する際も活用されたのである。

現在でもインディアンの認定は、インディアン血統割合証明書（Certificate of Degree of Indian Blood）により行われ、この証明書には何分の何の割合でインディアンの血が入っているなど血統の濃さが記載されている。

しかしながら、この書類は19世紀にインディアン局が作成した書類を基につくられているため、どこまで正確な血統に基づいた証明書であるかは疑問が残るといえる。なぜならば、その前段階の部族認定における規定の作成や血筋、土地の分配方法などはアメリカ合衆国政府下のインディアン局が細かく指導し、同化政策などの意図も含みながら、これらのプロセスを最終的に決定する権利を有していたため、現在の認定プロセスの出発点となる「インディアン部族とは誰か」と「認定のプロセス」が完全に中立なシステムであったとはいえないからである。先に述べた白人との混血などがその一例である。

インディアン部族員か否かの認定は、インディアン血統割合証明書や個別の部族が決める認定方法や審査を経て一員として個々の部族政府により承認されるのであって、繰り返すが、ある部族で生まれ育ち、部族の習慣や文化に慣れ親しんでいる、というような伝統的なインディアンの基準を満たしたとしても、インディアン部族員として認定されるとは限らない。

部族の認定条件は部族間により様々であるが、血筋の濃さの基準も様々である。例えば、ノースカロライナ州のチェロキー族は父親か母親の血筋が16分の1であれば、その

子供はチェロキー族として認定されるが、ホピ族のように認定されるには2分の1の血筋を必要とする部族などもあり、その基準は一定ではない。

しかしながら、近年では80%以上の部族が4分の1以上の濃さを部族員認定の基準としている。

#### 1.5 インディアン部族の高失業率、高疾病率、ドラッグ、アルコール依存症問題

インディアン部族社会では、現在でも様々な社会問題を抱えており、その最大の原因は貧困に帰するといえる。インディアン部族の貧困率は全米平均の2倍とも言われており、失業率も極めて高いといえる。

ドメスティック・ヒューマン・ニーズ (<http://www.domestichumanneeds.org>) に記載されている Economic Policy Institute によると2011年の全米の失業率は、男性8.7%、女性7.3%、白人7.9%、黒人14.5%、スパニッシュ10.7%、アジア6.5%に対してインディアンの失業率はアメリカ社会の中でも最も高い15.2%となる。

インディアンの疾病率も高く、貧困や伝統的な食を断たれたためによるものであるとも言われている。これは19世紀に行われた白人によるバッファローの乱獲により、インディアンの狩猟対象の動物が減少したのに加えて、インディアンの狩猟地区を国や州政府が限定した為に食糧を得ることが困難となり、彼らの多くが飢餓により命を落とした。

アメリカ政府は、これらの飢餓対策として安価な小麦やラードを給付し始めることとなり、インディアンが伝統的に採取していた自然の食物を中心とした食生活が白人的なものへと大きく変化し、これらが高疾病率の1つの原因とも言われている。

20世紀においても、貧困層であるインディアンには引き続き食物が支給されるが、高カロリー、高脂肪、糖類などそれらの食物も決して彼らの伝統的な食物ではない。これらの政策によりインディアンは全米でも最も高い糖尿病の発生率となり、全米平均の2.5倍とも言われている。

ドラッグやアルコール依存症も大きな問題であるといえる。貧困と高失業率は将来に暗い影を落とし、希望を未来に見出すことができないインディアンらはアルコールやドラッグに溺れることもある。インディアンのアルコール依存症の率は全平均の5倍であると言われている。

このようにインディアンの社会においては様々な問題が存在し、部族の存続やその未来に大きな障害を与えることとなり、問題の解決には経済的な自立が最重要課題であると

いえる。

現在、核廃棄物処理場を受け入れることで補助金を受ける部族もあるが、先祖から伝わる「母なる大地」を汚すことに抵抗を持つインディアンも多く、様々な反対活動も行われている。

さて、インディアン部族の経済的自立の為に利用されたのがカジノを含むギャンブルである。ギャンブルが財政難を克服するために利用されるのは、どの時代でも類似した点が見られ、古くはローマ帝国、日本では江戸幕府が神社・仏閣による宝くじの発行を承認したのである。

次章では、インディアン部族の自立のための解決策であるカジノの合法化について検証する。

## 第2章 インディアン自治区におけるギャンブル合法化

### 2.1 インディアン自治区におけるカジノの幕開け

1979年、フロリダ州のセミノレ族が自らの自治区におけるギャンブル経営の権利に関わる長期の法廷闘争に終止符を打ち、アメリカ合衆国の連邦最高裁判所の判決により、インディアン自治区におけるギャンブルの規制が連邦政府、州政府の管理外となる。言い換えれば自らの自治とルールによる高額賞金のビンゴを経営する権利を獲得したのである。

判決は「州の法律においては、インディアンに対して何等かの規制を強要できるという法律は存在せず」とし、その後“カバゾン判決”も、このことを立証した判例となり、これをきっかけに全米中のインディアン自治区において様々なギャンブルの形態が広がることになる。

カバゾン判決とは、1987年にカリフォルニア州とカバゾンバンド（カファイラ族）との間で、フロリダ州で行われたと同様の法廷闘争が行われ、州裁判所はフロリダ州と同じくカバゾンバンドの主張を認めたケースである。

この法廷闘争はカリフォルニア州政府がインディアン部族に課したチャリティービンゴ<sup>5)</sup>における賞金の上限である250ドルという規制が合法であるか否かを戦ったものであり、結果、判決ではこの250ドルという上限規制を無効としたのである。

カバゾン判決を起点に、様々な問題など紆余曲折を経て、1988年、10月17日にインデ

アン・ゲーミングレギュレーション（以下、IGRA 法）が当時のレーガン大統領の下で承認されたのである。

この IGRA 法は連邦法であり、この IGRA 法下、連邦議会はインディアン自治区内において 3 つのゴールをギャンブル運営により目指している。1 つは部族の経済的な発展、2 つ目は部族の自立、3 つ目は強い部族政府の確立である。

このカバゾン判決を起点とする IGRA 法により、アメリカ全土のインディアン自治区におけるギャンブルが動き始め、数年で年間売上は 1 億ドル（約 900 億円、以下、為替レート \$ 1 = 90 円）に成長することになる。

## 2.2 IGRA 法案成立の背景と枠組み

インディアン自治区におけるギャンブルの規制に関する基本的な考えとは、まずインディアン自治区は独立国に準ずるものであると考えられ、その自治区が存在する州もまた独立国に準ずるものであるといえる。

第 1 章でも説明したように、インディアン自治区は連邦政府より借り入れている信託地で生活しており、よって州法というよりも連邦法の下で権利が保障されている。アメリカにおけるインディアン部族の主権は「従属的な独立国家」となるが、法的には国家としての権利を所持しているといえる。現に、北米先住民であるセミノール族は未だアメリカ合衆国との和解条約に署名はしておらず、交戦状態にあるとされる。

インディアン部族の中には、独立国家を維持することができるのであれば州政府のみならずアメリカ合衆国と戦う意思を示しており、現にこのギャンブルの規制に関する法廷闘争でも、その意志は明白に示しているといえる。

インディアン部族のギャンブル運営に関しては、既存のギャンブル業界から強い反対が起こった。なぜならば、既存のギャンブル業界は州政府の監視と規制、強制力の行使を基にマフィアなどの犯罪組織との関係を断ち切り、現在もそれら組織を業界に入り込ませないことで健全に発展してきた。ネバダ州なども上記の状況の下で発展しており、官民一体となった取り組みや対策は必要不可欠と考えていたからである。

仮にインディアン自治区におけるギャンブルが州政府の規制や監視下で運営されないのであれば、犯罪組織が入り込む可能性もあり、健全性を保っているギャンブル業界の根幹を揺るがす大問題へと発展することになるからである。

このようにインディアン部族は自治区におけるギャンブルを運営する権利を主張し、既

存のギャンブル業界はこれらに異議を唱えたのである。

アメリカ合衆国連邦議会は、インディアン自治区におけるギャンブルを最終的には禁止する権利を有している。これらの複雑な対立関係下においてはその権利を行使し、この問題を先延ばしすることもできたのであるが、それをするとはなかった。一番の理由は、ギャンブルを禁止することによりインディアン部族の経済面にマイナスの影響を与える可能性が高く、その場合、国家としての生活補助金は莫大な金額になることを懸念したためであった。

当時、インディアン自治区では高い失業率（30%以上、ある自治区によっては70%）に悩まされていた。この状況を打開し、従属的な独立国家の存続のためには部族と部族員の経済的自立が必須であり、最も効果的な手法がギャンブルからの収入を増加させることであったのである。

IGRA 法の下、インディアン自治区においてギャンブルの経営を行う場合、インディアン部族と州政府がお互いの利益のバランスを取りながら話し合いを行い、ギャンブルの形態によっては協定を締結する必要があり、州政府とインディアン部族が協定を締結すれば、後に詳しく説明するが、クラス3の分類になるカジノの経営も可能となる。

これらの協定はアメリカ内務省（the U.S. Department of the Interior、以下 DOI）の承認が必要とされ、内務省に設置されたナショナル・インディアン・ゲーミング委員会（the National Indian Gaming Commission、以下 NIGC）が、犯罪組織の排除、またギャンブル運営からの利益がインディアン部族に正当に享受されるように管理・監視している。

州政府からの「認可」ではなく州政府との「協定」とされたのは、先に述べたようにアメリカにおけるインディアン部族の主権は「従属的な独立国家」であり、法的には「国家としての法的な力」を所持しているため、別の国（アメリカ合衆国や州政府）から「認可」を受けるのではなく、部族と州政府との2国間の「協定」を DOI が「承認」と考えた方がわかりやすい。

これを機に、アメリカ全土のインディアン自治区におけるカジノ合法化の波が急速に進むことになる。この背景には先に述べたインディアン自治区における経済問題と強く関わっているといえる。自治区住民にとって、カジノ解禁は多くの職と地域経済の活性化、そこから得られる利益によるインフラの整備、学校や病院など様々な産業の発展を促すことができたのである。

### 2.3 ゲームの種類

インディアンカジノにおけるゲームはIGRA法の下、クラス1、クラス2、クラス3に分類される。クラス1はソーシャルゲームや伝統的なインディアンのゲームであり、安全で無害なゲームとされ、州政府や連邦政府に監視・干渉されることなくインディアン部族がコントロールできる。ただ、イカサマなどが行われた場合は監視の対象となるのである。

クラス2はピンゴやポーカーなどのゲームであり、NIGCの3名により若干の規制対象となる。ピンゴには様々な種類があり賞金額もインディアン部族が決めることができるが、ポーカーは州政府の規制の対象となった。

クラス2の承認については、それらクラスのゲーミングから発生する利益がインディアン部族に渡るなどの極めてシンプルで容易な条件を満たしていれば、NIGCは拒否する権限はなく、承認をせざるを得ない法的な立場であるといえる。また、3年間の経営後、ゲームが公正に運営されているのであれば、インディアン自らの規制を設定し運営することを嘆願することができる。

クラス3は、最も刺激的なカジノゲーム（ブラックジャック、ルーレット、バカラ）競馬や宝くじなどのパリティ方式の賭け<sup>6)</sup>、スポーツベット<sup>7)</sup>、スロットマシンなど、運営には複雑なシステムと経験が必要となるゲームであり、DOIの承認が必要となる。

インディアン自治区におけるクラス1、2、3に関する規制は簡単にまとめると、クラス1の運営に関しては規制外となりインディアン部族に委ねられ、クラス2に関してはNIGCの承認、クラス3に関してはインディアン部族と州政府との協定をDOIが承認すれば運営することができるのである。

インディアンカジノを視察した時、興味深いゲームをいくつか見学した。その中の一つがクラブスである。通常、クラブスはサイコロを2つ使用し、出目に賭けるゲームであり、アメリカ人の中では人気が高い。しかしながら、インディアンカジノ内で行われるクラブスはサイコロを使用せず、カードを使用することで出目を作り、それに対して顧客は賭けを行っていた。クラブスと言えば、参加プレーヤーが一体となって盛り上がるゲームであるが、インディアンカジノにおけるクラブスは静かに行われるゲームになっていた。

#### 2.4 インディアン自治区におけるインディアンゲーミング法案の違憲性

1988年に制定された IGRA 法は、その制定のプロセスにおいて問題のある立法行為であるとも言われ、様々な指摘が提起されている。当時、アメリカ大統領選挙が行われている終盤戦中で人々の注目を浴びずに拙速に制定されたのであるが、連邦議会のメンバーの多くはこの法案の制定に関与せず、また、したくなかったようである。

理由は様々であるが、ネバダ州立大学のウィリアム・トンプソン教授（当時）によると、大統領選挙戦中で他に重要な案件を抱えていたこと、インディアンゲーミング法案が自州に影響を与える可能性が低いと感じたこと、インディアン自治区やインディアン自治区とライバル関係になる既存のゲーミング業界や州政府との対立からくる圧力、そして立法府が作り出した IGRA 法に異議を唱えたとしても“勝てない状況”などの要素が折り重なったためと説明している。

この他、現在問題が指摘されているのが、インディアン部族が自治区以外の土地を購入し、その土地において自治区と同じ権利を主張することによりカジノ経営を行うことである。

IGRA が承認するインディアンカジノは「インディアンの土地」において経営が可能となる。インディアンの土地とは連邦法により 3 種類に規定されている。1 つはインディアン自治区、2 つ目はインディアン部族や個人に恩恵をもたらすための合衆国政府の信託地、3 つ目はインディアン部族が政府としての力を行使できる特別区の土地となる。

よって、インディアン自治区以外の土地をインディアンが購入し、所有しているからといって、その土地が連邦政府よりインディアン自治区に新たに認定されるわけではなく、また協定を基に自治区と同じ権利を主張することもできないが、様々な連邦法の規定要件を満たすことで承認される場合もある。

#### 2.5 インディアン自治区以外での宝くじ販売と広告

インディアン部族は宝くじの経営も行うが、あくまでもインディアン自治区のみで行うことができるのである。しかしながら、自治区のみでは高い売上を期待することはできないため、インディアン部族はインディアン自治区以外の地域において電話や郵送で販売拡大を行ったのである。

彼らの主張としては、賭け金は自治区外から自治区に送られ、宝くじの当たり券の決定はインディアン自治区で行うのであるから合法的な行為であるとの主張である。現在に

おける類似の例で考えると、ギャンブルが違法な国や地域からインターネットカジノが合法の国のカジノに予め資金を送金し、その国のサーバーにアクセスしてギャンブルを行うことと同じようなスキームと考えることができる。

スポーツベットも宝くじと同じ手法で自治区以外でも販売が行われていた。その後、このインディアン自治区以外への販売方法も新たな法案により合法化されるが、インディアン部族は自ら自治区以外での販売に規制を課す。理由は宝くじを販売した他の州から課税されるのを避けるためであるといわれている。

インディアン自治区以外のカジノやゲーミング施設においてはゲーミングに関する広告に様々な規制があり、特に射幸心を煽るような広告やプロモーションを行うことはできない。しかしながら、ゲーミング以外のホテル施設やホテルで行われるコンサートや格闘技などのイベントを宣伝することは禁止されていないので、これらを介して間接的にゲーミングを宣伝する手法が取られている。

インディアン自治区におけるカジノの広告は、自治区外のカジノやビンゴ場などのゲーミング施設とは違い、基本的には彼らの自由裁量に任されており、州政府や米政府がコントロールや規制を課すことはできないのである。

### 第3章 インディアンカジノの経済的な影響

#### 3.1 コネチカット州におけるインディアンカジノの誕生

カジノが地域経済に好影響を与えた例ではコネチカット州におけるマシヤンタケット・ピークワットが有名である。1986年にはビンゴパーラー、1992年には統合型カジノであるフォックスウッド・リゾート・カジノがオープンするのである（写真1、2）。

この土地はマシヤンタケット・ピークワット・インディアン部族の祖先が征服していたが、1637年、戦いに敗れて、マシヤンタケットの北部に逃れたとされ、1774年の記録によれば、部族総人口数わずか151名、1800年代には数十人まで減少し、絶滅の危機であったとされる。

1983年10月18日、レーガン大統領による「マシヤンタケット・ピークワット・インディアン土地請求調停法」が成立し、入植者たちによる不法売買により奪われていたインディアンの土地が彼らにインディアン自治区として信託されることになり、これを機に部族が

## アメリカ・ネイティブ・インディアン自治区におけるゲーミングの実態

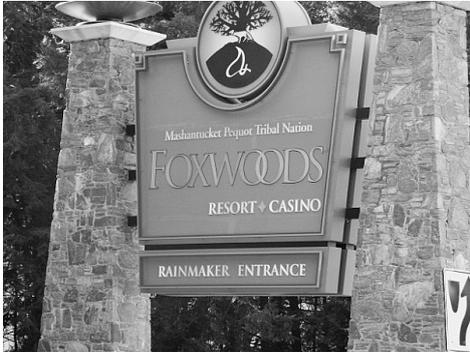


写真1．フォックスウッド・リゾート・カジノ



写真2．広大なインディアン自治区

再度発展を始める。

マシャンタケット・ピークワット・インディアン部族は連邦政府認定の部族であるが、混血が進みピークワットの血を8分の1以上の血を受け継ぐものはなく、無論、純血のピークワットも存在しないとされる。

当時、フォックスウッドの地域住民はカジノオープンには反対であったが、カジノが実際にオープンすると様々な恩恵や発展をみることになる。

カジノの経営を行うことで経済的な自立と自治区を明確にすることができたマシャンタケット・ピークワット・インディアン部族は、その他にも材木、野菜の販売、レストラン経営、砂・砂利の販売など様々な業種に参入する。

この他にも部族と文化を伝承するためにもアメリカインディアン博物館としては最大級の「マシャンタケット・ピークワット博物館研究センター」を建設し、先住民に対する偏見を払拭し、神話や虐殺の歴史を伝えている。

### 3.2 全米インディアンカジノの売上

NIGCによると、2011年度、全米インディアンカジノの売上高は272億ドル（2兆4480億円）となり、前年度比3%（2010年売上、265億ドル）の成長であった。

全米のインディアンゲーミング施設は237軒が営業を行い、ここ数年は売上が安定している。全米におけるインディアンゲーミング施設は小規模なモデルと統合型モデルとの2つからなるが、138軒のゲーミング施設の売上は1000万ドル以下（9億円）となる。また、全体の65%のゲーミング施設の売上増加率は10%以下と一桁ではあるが増加した。

全米の7つの地区、ポートランド、サクラメント、フェニックス、オクラホマ、タル

表1．インディアン自治区における2002年－2011年度の売上推移  
 (National Indian Gaming Commission 資料より引用)

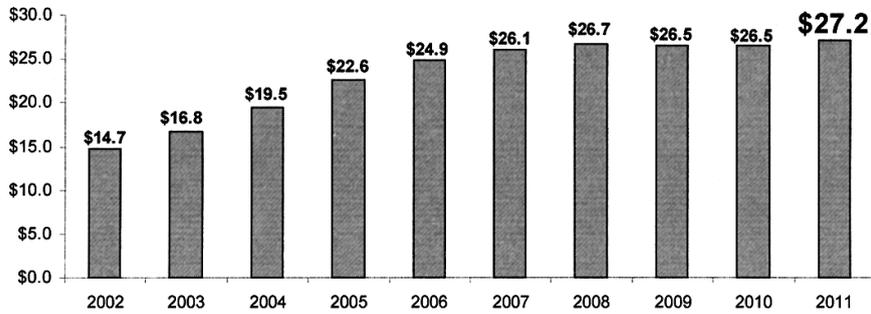
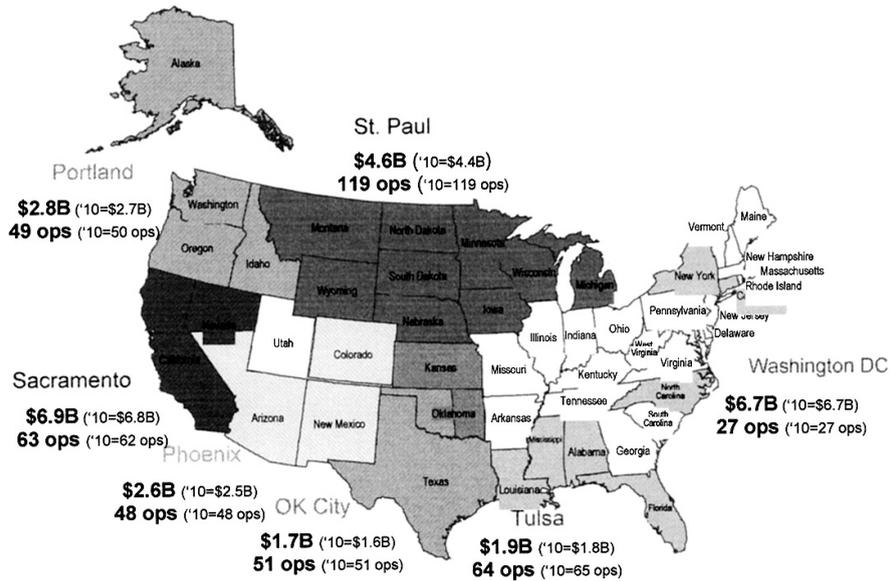


図2．全米インディアン自治区における7地区のゲーミング売上  
 (National Indian Gaming Commission 資料より引用)



サ、ワシントン D.C、セントポールなど全ての地域で2011年度売上は増収となり、特にオクラホマ（51軒）とタルサ（64軒）における増加率は高い。

### 3.3 全米インディアンゲーミング売上の使用用途

インディアンの生活をサポートするナショナル・インディアン・ゲーミング協会（以下、

## アメリカ・ネイティブ・インディアン自治区におけるゲーミングの実態

NIGA)によると、インディアン自治区におけるゲーミングはインディアンとその社会に様々な影響を及ぼしているとしている。

NIGAは1985年、ワシントンD.Cに184部族を母体とするNPOであり、経済的、社会的、そして政治的な側面からインディアンの生活を向上させることを支援する非営利組織である。現在もインディアン自治区におけるゲーミングによるインディアン部族の経済的な自立を助け、自治区におけるゲーミングに関する法案の策定や実施について連邦政府や州政府と協力しながら支援を行っている。

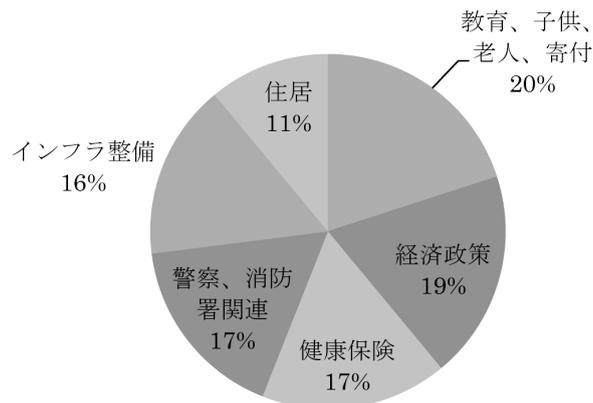
インディアン自治区の開発の全般に関わり、ゲーミングに関する開発などに関しても中心的な機関であり、州政府と部族の間の情報センターとしての役割を果たす。その他、公共政策や教育に関しても様々な役割を果たす。

NIGAが発行した2009年<sup>8)</sup>のレポートによると、アメリカ人の75%は、インディアンカジノがインディアンに対する雇用の創出とインディアン部族やそのメンバーをサポートしていると感じている。

全米28州で237軒のインディアンゲーミング施設が存在し、2450万人の顧客がこれらの施設を利用したとされる。ゲーミングからの売上は262億ドル(2兆3580億円)、ホテル、エンターテインメント、レストランなどの付帯施設からの売上は32億ドル(2880億円)となる。

雇用に関しては62万8千人(直接、間接を含む)の仕事を生み出し、連邦政府には94億ドル(8460億円、社会福祉税なども含む)、州政府には24億ドル(2160億円、消費税、カジノ売上の割合に応じた支払いを含む)を納付した。

表2. インディアンゲーミング収益の使用用途



下記がインディアンゲーミング収益の使用用途と割合を示したグラフである。インディアンゲーミングから得た財政は様々な用途で使用され、インディアン社会の発展に役立っているといえる。

教育に対しては、インディアンゲーミング収益の用途は様々であるが、学校の建設、奨学金、教育プログラム、インディアン伝統文化の継承などに使われている。インディアンゲーミング収益は感謝祭やクリスマス、その他の寄付にも使用される。

経済政策としては、インディアン自治区内でのビジネスへの投資、資金の貸付などにより、インディアンが自ら行うビジネスで自立・安定した生活を確立することをサポートし、これらがインディアン社会の更なる発展と安定につながるのである。

健康保険に関する財政や自治区における警察や消防署の予算、その他、水道、ガス、電気などの生活に必要なインフラ、住居などもインディアンゲーミングからの収益がサポートしているといえる。

#### 3.4 南カリフォルニア・カバゾン自治区

2011年9月、南カリフォルニアにおけるインディアンカジノの実態について調査を行った。先に述べたカバゾン判決によりカジノの経営が始まったインディアン自治区である。

カジノが認可されるまでのカバゾン自治区とえば、インディアンらが細々と暮らす荒れ果てた砂漠の土地であった。これといった産業もなく、人々は、満足な給水施設もない古びた家やトレーラーハウスで生活していた。

カバゾン文化ミュージアム（写真3、4）ではインディアンの歴史、食物保存器具など生活道具や生活様式などを調査した。



写真3．カバゾン文化ミュージアム



写真4．ミュージアム調査

## アメリカ・ネイティブ・インディアン自治区におけるゲーミングの実態

インディアン部族の歴史とその発祥地を特定するには、インディアンが現在使用している言語と訛りを基に推測することが中心となる。しかしながら、これらの調査を基に検証しても、遊牧民であるが故に、インディアン部族が現在居住している自治区が元々それらの部族が住んでいた場所であるとは限らないのである。

南カリフォルニアにおけるインディアンの生活は、温暖な気候のため、衣服や居住施設は軽装で、食べ物などもバッファローなどの肉や魚、フルーツ、ナッツなど様々な自然資源や食物が豊富にあった。無論、洪水や干ばつなどの天候不順、火災などの自然災害を原因とする食物自給の不安定などのリスクはあったが、極限の北の大地に住むアラスカ・エスキモーなどと比べ、住みやすい環境にあったといえる。

インディアンの原始的な生活環境において、生き残るための最重要課題は食糧の貯蔵と食糧の料理器具の良し悪しが最も重要であるといえる（写真5、6）。この点においては、インディアンは動物の皮を用いた器、陶器、編み物による貯蔵桶を作るなど、貯蔵に関しては様々な器具を利用することで生きるための食糧を安定して確保する術を持っていたといえる。このような知恵や手法は部族間では違いがあり、利用できる資源などもその手法に強く影響したとされる。

調理方法は様々な器や入れ物に肉や野菜を入れ、焼石や水を入れて熱を加えることが基本的であった。食物に関しては狩猟、自然の作物を採取したり、自分らで栽培したりした。野焼きなども行うことで肥沃な土地を管理し、また自然と一体となり生活を営んでいたと思われる。

ミュージアムの説明によるとインディアンの衣服に関しては、夏には男性は腰巻程度で何も着けず、女性は最小限の編んだ布などを纏い、冬はウサギやキツネ、その他、様々



写真5．インディアンの住居

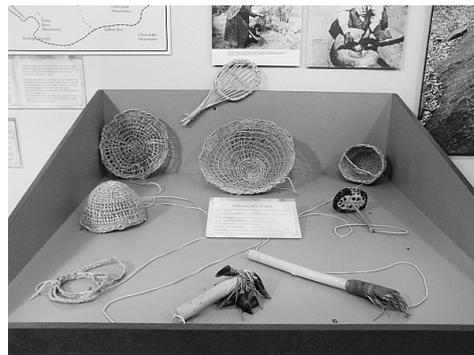


写真6．インディアンの生活用品



アメリカ・ネイティブ・インディアン自治区におけるゲーミングの実態



写真9．風力発電機が回る荒涼とした砂漠地帯



写真10．インディアン自治区の入り口ゲート



写真11．マルキミュージアム



写真12．インディアン儀式用舞台

デアンにも不明な点が多いと説明していた。

インディアンの歴史の継承は口承によるものであるが、その形式は歌によるものが多い。この歌を歌う者はバードシンガーと呼ばれ、歴史の継承のみならず、娯楽としての歌の性格も有していたとされる（写真13）。

インディアン自治区内には会議室（写真14）もあり、インディアン自治区に関する様々な議題が議論される。

南カリフォルニアにおけるインディアンカジノを複数視察したが、規模的にはラスベガスには及ばないものの、同機能の施設を備えていた。この点、カナダにおけるインディアン自治区のカジノより洗練されており、現代的な統合型カジノといえる。このカジノの周辺は木々の少ない地域であり、見渡す限りの広大な自然が広がっている（写真15、16）。

現在、カリフォルニア州においては、50以上の部族がカジノを経営しているが、成功



写真13．バードシンガー



写真14．インディアン自治区にある会議室



写真15．モロンゴカジノリゾートスパ



写真16．モロンゴカジノリゾートスパからの眺め

しているカジノはロサンゼルスなどの大都市に隣接した地域のものであり、その他の地域では必ずしも成功しているとはいえない。

インディアンカジノがいくら自治区における税制などの優遇を受けているとしても、利益を生み出すには、良い施設、価格、立地、マーケティング戦略などが必要となる。全米のインディアンカジノにおいて巨額な利益を生み出しているのは、カリフォルニア州においては9%、アメリカ全土でもわずか10%以下であるのが現状である。

このように巨額な利益を生み出すカジノばかりではないが、それでもカジノはインディアンの自立を強力にサポートしているといえる。例えば、モハビ砂漠に低レベル放射性廃棄物処理場を建設する計画が持ち上がったとき、モハビ族はこれに反対した。インディアン局は施設設置に反対するのであれば、補助金を打ち切ると通告したが、カジノによる収益で経済的な自立を勝ち取った部族は反対運動を続け、結果として施設が誘致されることはなかった。

## アメリカ・ネイティブ・インディアン自治区におけるゲーミングの実態

モハビ族の自治区はカジノの誘致により、自然や景観が変化したことも事実である。カジノ開発による自然破壊や公害などの負の側面も取り沙汰されるが、カジノによる安定収益があるからこそ、部族の発展や存続が可能となる。このあたりのバランスをいかに取るかが今後の課題となるであろう。

### 3.5 カリフォルニアにおけるインディアンカジノ売上の分配の実態

カリフォルニアにおけるインディアンカジノの売上はインディアンゲーミング・レベニュー・シェアリング信用基金（Indian Gaming Revenue Sharing Trust Fund、以下、RSTF）と呼ばれる分配金システムにより、ゲーミングの売上の一部がゲーミング施設を持たない部族へ分配される。この制度はカリフォルニア州で行われており、四半期毎に88の各部族が受け取る金額は27万5千ドル（約2475万円）となり、年間110万ドル（約9900万円）が最大金額とされている。

2012年現在、61の部族がカリフォルニア州政府と協定を結び、ゲーミング施設を運営しているが、これらのゲーミング施設から支払われるライセンス料の一部が88の部族に寄付金として分配される（巻末資料1）。協定は1999年に制定され、その後、2004年、2006年に変更された（巻末資料2）。

1999年のRSTFは、スロットマシン1台に対する支払いを基準としており、1～350台のスロットマシンを設置しているカジノは無料、351～750台が設置してあるカジノでは1台につき900ドル、751～1250台の場合は1台につき1950ドル、1251～2500台の場合は1台につき4350ドルとなる。

1999年の協定では、その他にインディアンゲーミング特別分配基金（Indian Gaming Special Distribution fund、以下SDF）を徴収している。SDFとは、RSTFが不足した場合、それを補うための基金であり、その他にもアルコールと麻薬依存症対策の基金として、カリフォルニア・ギャンブリング・コントロール委員会や司法省のギャンブリングコントロール部門の予算に充てられていた。

2004年の協定では、RSTFとしてスロットマシンに対する年間200万ドルのライセンス料を支払い、設置台数は無制限となった。また、SDFは廃止となり、代わりにジェネラル基金というスロットマシンの台数に応じた支払いをインディアンカジノに課すことになった。スロットマシン1台につき8000ドル～25000ドルの支払いとなり、スロットマシンの売上の約15%にあたる。

2006年の協定では、1部族につき最大で5000～7500台のスロットマシンの設置・運営に変更され、RSTFとして年間200万ドルのスロットマシンに対するライセンス料（Sycuan族のみ年間300万ドル）を支払う。

加えて、ジェネラル基金として5部族から最低1億6800万ドル（スロットマシン売上の約10%）が徴収額となる。支払い額は2001～5000台のカジノにはスロットマシン売上の15%、5001～7500台のカジノにはスロットマシンの売上の25%を徴収する。

カリフォルニア・ギャンブリング・コントロール委員会によると、2012年度の第1、2、3四半期の各部族に支払われた額は27万5千ドル（2475万円）となり、その内訳は下記となる。

第1四半期	ライセンス料	\$ 158,128.42	不足分	\$ 116,871.58
第2四半期	ライセンス料	\$ 157,262.23	不足分	\$ 117,737.77
第3四半期	ライセンス料	\$ 168,046.84	不足分	\$ 106,953.16

先に述べたようにインディアン自治区におけるゲーミングの目的は、経済的なサポートによる「インディアン文化や部族の発展と維持」であるから、このような法的な分配システムはインディアン社会全体を潤わせることができる有効な制度であるといえる。

#### 第4章 ネイティブ・インディアンカジノの未来

アメリカに入植者が上陸して以来、迫害と奴隷、同化政策、保護を経て、「従属的な独立国家」であるインディアン自治区の中でネイティブ・インディアンらは自立を確立しつつある。

しかしながら、ネイティブ・インディアン社会は今も多くの問題を抱えている。高い失業率、高い病気の発生率、アルコールやドラッグ依存症をはじめ、「従属的な独立国家」としての曖昧な地位など解決や修正すべき制度・法律は多々存在するといえる。

上記の問題を解決するために最も重要な点は、インディアン部族の経済的な自立が第一条件であるが、彼らはこの曖昧な「従属的な独立国家」というアメリカ国家との関係性を利用することで、カジノを含むクラス3を経営することができたことも事実である。

インディアン自治区におけるカジノ合法化は、カジノを経営する部族からRSTFという制度により、その売上はゲーミングの施設を持たない部族に分配する州もあり、部族

## アメリカ・ネイティブ・インディアン自治区におけるゲーミングの実態

全体に対する経済的なサポートをはじめ、インディアン自治区内のインフラの整備、学校や病院など様々な産業の発展を助けている。

ゲーミングと社会との関係の歴史を紐解けば、古くはローマ時代や江戸時代から財政の補助を理由に合法化され、利用されてきたのであるが、現代社会における施行形態は厳しい許認可制の下で行われるが故に独占的な性質を帯びるケースもある。

独占的なゲーミング市場の中で経営を行うことができるインディアン部族もあるが、近年、財政難に苦しむ各州の政府がカジノを含むギャンブル合法化へと政策を転換しつつあり、インディアンカジノを取り巻く環境が急激に変化している。

先に述べたフォックスウッドのあるコネチカット州の隣州のマサチューセッツ州などもカジノ開設を認可することになり、オレゴン州もカジノ誘致に乗り出している。今まではインディアン自治区にしかなかったカジノが、その自治区以外の周辺に建設されることになると1つの市場を多くのカジノが奪い合う形となる。

これらの自治区周辺にカジノが解禁されれば、競争が激化し、インディアンカジノの弱体化と経済的自立に悪影響を与える可能性もある。

先にも述べたようにインディアンカジノの中で巨額の利益を得ているのは少数であり、カジノによっては売上の低いところもあるが、それでもインディアンらにとっては部族の発展と存続には重要な財源であるということに変わりない。

アメリカ合衆国とネイティブ・インディアンとの関係や状況がこのまま続き、将来的にもインディアン部族の発展と継続がゲーミング産業に依存するのであれば、インディアンカジノも独占市場という安定型から競争市場という激戦型へとその体制・サービスを変更する必要があるといえる。

「ゲーミングからの財源に依存するインディアン部族の未来」という範囲で考えるのであれば、「サービス産業としてのゲーミング」とは何かを自らが問うことが重要である。彼らの未来は、競合ゲーミング施設より上手く、効率的にカジノ顧客を満足させることができるか否かにかかっているといえる。

## 参考文献

- \* 鎌田遵 『ネイティブ・アメリカン－先住民社会の現在』 岩波新書 2009
- \* 青柳清孝 『ネイティブ・アメリカンの世界－歴史を糧に未来を拓くアメリカン・インディアン』 古今書院 2006
- \* William R. Eadington 『Indian Gaming & The Law』 Institute for the Study of Gambling and Commercial Gaming College of Business Administration University of Nevada, Reno 1990
- \* David J. Valley with Diana Lindsay 『Jackpot Trail』 Sunbelt Publications, Inc. 2003
- \* <http://www.oclaw.org/research/code/ca/GOV/12012.90./content.html>
- \* <http://www.cgcc.ca.gov/?pageID=rstfi>
- \* <http://www.domestichumanneeds.org/2012/01/09/year-end-statement-on-unemployment-in-2011/>
- \* <http://www.nigc.gov/LinkClick.aspx?fileticket=cXMGE3FkCog=>
- \* <http://www.oclaw.org/research/code/ca/GOV/12012.90./content.html>
- \* [http://www.lao.ca.gov/2007/tribal\\_casinos/tribal\\_casinos\\_020207.aspx](http://www.lao.ca.gov/2007/tribal_casinos/tribal_casinos_020207.aspx)
- \* Patrick Sullivan 「Tribal Gaming Revenue Sharing in California」 Dickinson Wright PLLC March 10, 2013
- \* Jason Dickerson and reviewed by Michael Cohen 「California Tribal Casinos」 LAO Publications Feb,2007

## 【注】

- 1) 現在ではクメヤイ族 (Kumeyaay)
- 2) インディアン局は1824年に陸軍省内に設立され、インディアン部族との交渉、部族の自治権を尊重することを課題としていたが、当時の実際の役割は連邦政府による同化政策をはじめ、先住民の文化の衰退を促進することであったとされる。
- 3) この法律には5つの目的がある。①部族政府の権限を認め、連邦政府と部族政府との相互的な関係を構築する。②ドーズ法による土地の分配・分割と個人の所有を廃止し、部族の所有とする。③部族の経済を支援・促進させることに協力する。④インディアン局の職員としてインディアンの雇用を増やす。⑤文化・言語の継承、伝統工芸品の製作の重要性を認識し、援助を行う。
- 4) この法律の主眼はインディアンの共同体を破壊することであった。連邦信託地を個人の不動産として分配するのであるが、先住民と非先住民に分配される。分配のデザインが先住民の土地を非先住民の土地が四方から囲むことになり、共同体の絆を断ち切り、先住民の農家への転換を強要するものであった。
- 5) ピンゴの売上を寄付する形態。
- 6) 競馬や競輪など胴元の手数料と税金を差し引いた全額を勝者に配分する方式。
- 7) 野球、ボクシングなどのスポーツに賭ける。
- 8) 最終版が2009年であり、それ以降のレポートは発表されていない。

アメリカ・ネイティブ・インディアン自治区におけるゲーミングの実態

巻末資料 1 . 2012年度第 3 四半期における RSTF の分配状況  
 ( National indian Gaming Commission 資料より引用 )

<b>Exhibit 1</b>					
<b>Revenue Sharing Trust Fund Distribution</b>					
<b>Total Amount of Distribution for the Quarter Ended September 30, 2012</b>					
	<b>Recipient Indian Tribe</b>	<b>Quarterly Distribution from Revenue Received</b>	<b>Quarterly Shortfall</b>	<b>Total Potential Quarterly Distribution</b>	<b>Distributions Inception to September 30, 2012</b>
1	Alturas Indian Rancheria <sup>1</sup>	168,046.84	106,953.16	\$275,000.00	\$11,963,385.42
2	Augustine Band of Cahuilla Indians <sup>2</sup>	.00	.00	.00	1,238,385.42
3	Bear River Band of the Rohnerville Rancheria	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
4	Big Lagoon Rancheria	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
5	Big Pine Paiute Tribe of the Owens Valley	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
6	Big Sandy Rancheria of Western Mono Indians of California	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
7	Big Valley Band of Pomo Indians of the Big Valley Rancheria	168,046.84	106,953.16	275,000.00	4,675,000.00
8	Bishop Paiute Tribe	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
9	Blue Lake Rancheria <sup>2</sup>	.00	.00	.00	1,788,385.42
10	Bridgeport Indian Colony	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
11	Buena Vista Rancheria of Me-Wuk Indians of California	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
12	Cahto Tribe	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
13	Cahuilla Band of Mission Indians of the Cahuilla Reservation	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
14	California Valley Miwok Tribe <sup>1</sup>	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
15	Campo Band of Diegueno Mission Indians of the Campo Indian Reservation <sup>2</sup>	.00	.00	.00	538,034.21
16	Cedarville Rancheria	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
17	Chemehuevi Indian Tribe of the Chemehuevi Reservation	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
18	Cher-Ae Heights Indian Community of the Trinidad Rancheria	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
19	Chicken Ranch Rancheria of Me-Wuk Indians of California	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
20	Cloverdale Rancheria of Pomo Indians of California	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
21	Cold Springs Rancheria of Mono Indians of California	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42

<b>Exhibit 1</b>					
<b>Revenue Sharing Trust Fund Distribution</b>					
<b>Total Amount of Distribution for the Quarter Ended September 30, 2012</b>					
	<b>Recipient Indian Tribe</b>	<b>Quarterly Distribution from Revenue Received</b>	<b>Quarterly Shortfall</b>	<b>Total Potential Quarterly Distribution</b>	<b>Distributions Inception to September 30, 2012</b>
22	Colorado River Indian Tribes of the Colorado River Indian Reservation	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
23	Cortina Indian Rancheria of Wintun Indians of California	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
24	Coyote Valley Reservation	168,046.84	106,953.16	275,000.00	7,975,000.00
25	Death Valley Timbi-Sha Shoshone Tribe	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
26	Dry Creek Rancheria of Pomo Indians of California <sup>2</sup>	.00	.00	.00	1,513,385.42
27	Elem Indian Colony of Pomo Indians of the Sulphur Bank Rancheria <sup>1</sup>	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
28	Elk Valley Rancheria	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
29	Enterprise Rancheria of Maidu Indians of California	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
30	Ewiiapaayp Band of Kumeyaay Indians	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
31	Federated Indians of Graton Rancheria	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,542,594.03
32	Fort Bidwell Indian Community of the Fort Bidwell Reservation of California	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
33	Fort Independence Indian Community of Paiute Indians of the Fort Independence Reservation	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
34	Fort Mojave Indian Tribe of Arizona, California & Nevada	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
35	Greenville Rancheria	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
36	Grindstone Indian Rancheria of Wintun-Wailaki Indians of California	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
37	Guidiville Rancheria of California	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
38	Habematolei Pomo of Upper Lake	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
39	Hoopa Valley Tribe	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
40	Hopland Band of Pomo Indians of the Hopland Rancheria <sup>2</sup>	.00	.00	.00	441,306.53

アメリカ・ネイティブ・インディアン自治区におけるゲーミングの実態

<b>Exhibit 1</b>					
<b>Revenue Sharing Trust Fund Distribution</b>					
<b>Total Amount of Distribution for the Quarter Ended September 30, 2012</b>					
	<b>Recipient Indian Tribe</b>	<b>Quarterly Distribution from Revenue Received</b>	<b>Quarterly Shortfall</b>	<b>Total Potential Quarterly Distribution</b>	<b>Distributions Inception to September 30, 2012</b>
41	Iipay Nation of Santa Ysabel <sup>1</sup>	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
42	Inaja Band of Diegueno Mission Indians of the Inaja and Cosmit Reservation	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
43	Ione Band of Miwok Indians of California	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
44	Jamul Indian Village of California	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
45	Karuk Tribe of California	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
46	Kashia Band of Pomo Indians of the Stewarts Point Rancheria	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
47	La Jolla Band of Luiseno Indians	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
48	La Posta Band of Diegueno Mission Indians of the La Posta Indian Reservation	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
49	Lone Pine Paiute-Shoshone Tribe	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
50	Los Coyotes Band of Cahuilla and Cupeno Indians	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
51	Lower Lake Rancheria	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,542,594.03
52	Lytton Rancheria of California	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
53	Manchester Band of Pomo Indians of the Manchester Rancheria	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
54	Manzanita Band of Diegueno Mission Indians of the Manzanita Reservation	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
55	Mechoopda Indian Tribe of Chico Rancheria	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
56	Mesa Grande Band of Diegueno Mission Indians of the Mesa Grande Reservation	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
57	Middletown Rancheria of Pomo Indians of California <sup>2</sup>	.00	.00	.00	482,578.08
58	Northfork Rancheria of Mono Indians of California	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42

<b>Exhibit 1</b>					
<b>Revenue Sharing Trust Fund Distribution</b>					
<b>Total Amount of Distribution for the Quarter Ended September 30, 2012</b>					
	<b>Recipient Indian Tribe</b>	<b>Quarterly Distribution from Revenue Received</b>	<b>Quarterly Shortfall</b>	<b>Total Potential Quarterly Distribution</b>	<b>Distributions Inception to September 30, 2012</b>
59	Pala Band of Luiseno Mission Indians of the Pala Reservation <sup>2</sup>	.00	.00	.00	482,578.08
60	Paskenta Band of Nomlaki Indians of California <sup>2</sup>	.00	.00	.00	688,385.42
61	Pauma Band of Luiseno Mission Indians of the Pauma & Yuima Reservation <sup>2</sup>	.00	.00	.00	482,578.08
62	Picayune Rancheria of Chukchansi Indians of California <sup>2</sup>	.00	.00	.00	1,513,385.42
63	Pinoleville Pomo Nation	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
64	Pit River Tribe (includes XL Ranch, Big Bend, Likely, Lookout, Montgomery Creek and Roaring Creek Rancherias)	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
65	Potter Valley Tribe	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
66	Quartz Valley Indian Community of the Quartz Valley Reservation of California	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
67	Quechan Tribe of the Fort Yuma Indian Reservation <sup>2</sup>	.00	.00	.00	7,838,385.42
68	Ramona Band of Cahuilla	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
69	Redwood Valley or Little River Band of Pomo Indians of the Redwood Valley Rancheria California	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
70	Resighini Rancheria	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
71	Rincon Band of Luiseno Mission Indians of the Rincon Reservation <sup>2</sup>	.00	.00	.00	441,306.53
72	Round Valley Indian Tribes, Round Valley Reservation	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
73	San Pasqual Band of Diegueno Mission Indians of California <sup>2</sup>	.00	.00	.00	482,578.08
74	Santa Rosa Band of Cahuilla Indians	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42

アメリカ・ネイティブ・インディアン自治区におけるゲーミングの実態

<b>Exhibit 1</b>					
<b>Revenue Sharing Trust Fund Distribution</b>					
<b>Total Amount of Distribution for the Quarter Ended September 30, 2012</b>					
	<b>Recipient Indian Tribe</b>	<b>Quarterly Distribution from Revenue Received</b>	<b>Quarterly Shortfall</b>	<b>Total Potential Quarterly Distribution</b>	<b>Distributions Inception to September 30, 2012</b>
75	Scotts Valley Band of Pomo Indians of California	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
76	Sherwood Valley Rancheria of Pomo Indians of California	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
77	Shingle Springs Band of Miwok Indians, Shingle Springs Rancheria (Verona Tract) <sup>2</sup>	.00	.00	.00	7,563,385.42
78	Smith River Rancheria	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
79	Susanville Indian Rancheria	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
80	Tejon Indian Tribe	168,046.84	106,953.16	275,000.00	809,890.00
81	Torres Martinez Desert Cahuilla Indians	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
82	Tuolumne Band of Me-Wuk Indians of the Tuolumne Rancheria of California <sup>2</sup>	.00	.00	.00	482,578.08
83	United Auburn Indian Community of the Auburn Rancheria of California <sup>2</sup>	.00	.00	.00	1,513,385.42
84	Utu Utu Gwaitu Paiute Tribe of the Benton Paiute Reservation	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
85	Washoe Tribe of Nevada & California (Carson Colony, Dresserville Colony, Woodfords Community, Stewart Community, & Washoe Ranches)	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
86	Wilton Rancheria	168,046.84	106,953.16	275,000.00	3,644,505.49
87	Wiyot Tribe	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
88	Yurok Tribe of the Yurok Reservation	168,046.84	106,953.16	275,000.00	11,963,385.42
	<b>Total</b>	<b>\$12,099,372.48</b>	<b>\$7,700,627.52</b>	<b>\$19,800,000.00</b>	<b>\$857,263,642.30</b>

巻末資料 2 . 協定の内容と変化

クラス 3 における協定	1999年の協定	2004年の協定	2006年の協定
スロットマシンの認可台数	2000台	無制限	一部族につき最大で5000~7500台。協定により条件が異なる
RSTF の収入源	スロットマシン 1 台に対する支払い。1~350台は無料、351~750台は900ドル、751~1250台が1950ドル、1251~2500台が4350ドル	スロットマシンに対するライセンス料が年間200万ドル。	スロットマシンに対するライセンス料が年間200万ドル。Sycuan族のみ年間300万ドルのライセンス料
SDF の収入源*	1~200台 0%	SDF に対する支払いは不要となり、General Fund の支払い代わる	2004年と同じ
	201~500台 7%	同上	同上
	501~1000台 10%	同上	同上
	1001台以上 13%	同上	同上
General Fund	1999年の協定においてはこの基金は制定されていない、	1 台につき8000ドル~25000ドルの支払い。スロットマシンの売上の約15%にあたる。	最低 1 億6800万ドルの支払いを 5 部族から徴収（スロットマシン売上の約 10%）。その他、2001台~5000台のカジノには売上の15%、5001台~7500台のカジノには売上の25%を徴収
協定の有効期限		2030年12月31日	2030年12月31日